

議事録（概要版）

説明会の名称		新座都市計画道路3・4・8号東久留米志木線（本多工区）事業説明会
開催日時		令和5年9月1日（金） 午後6時から午後6時40分まで 令和5年9月2日（土） 午前10時から午前10時37分まで
開催場所		新座市役所本庁舎3階 301・302会議室
出席者	新座市	山本（インフラ整備部長） 高野（インフラ整備部副部長兼水道施設課長） 鳥之海（インフラ整備部副部長兼道路管理課長） 山本（道路管理課副課長兼道路用地係長） 高橋（同課道路用地係主任） 葛西（同課道路用地係主任） 鈴木（同課道路用地係主事）
	東日本総合整備計画㈱	空間情報部 計測技術部長 空間情報部 計測技術部 計測二課長 営業本部 本店営業部 新座支店係長
	地権者等関係者	9月1日（金） 14名 9月2日（土） 8名
説明会内容		1 開会 2 インフラ整備部長挨拶 3 出席者紹介 4 事業概要説明及び今後のスケジュール 5 質疑応答 6 閉会
説明会資料		別添のとおり

内 容 (経過、結論等)

1 説明会要旨

「東久留米志木線」の事業説明及びスケジュールについて、土地地権者（11名）、隣接地権者（21名）、地元町内会長（中原町内会、本多町内会、堀ノ内町内会）、県議会議員、市議会議員に案内状を配布。9月1日、2日の両日で説明会を開催し、別添会議資料に沿って説明を行ったもの。

2 今後の予定（直近）

説明会時に関係地権者等に説明したとおり、9月中旬より現地測量（11月初旬からは路線測量）を実施するため、計画路線範囲及び交差点付近の測量に伴う土地立ち入りに係る日程等を関係地権者に御案内（配布または送付）する。

3 質疑応答

9月1日（金）

- (1) スケジュールの中にある路線測量とは平面図に対して計測する形でよろしいか？

市→路線測量とは、まず現地に入って都市計画決定された路線が、どのように入るのか実際に測量するものである。具体的には道路の中心線、両端、勾配等の測量を行い基礎資料とするものである。都市計画線に建物が掛かるのか否かという話は用地測量で行うものである。

- (2) 土地や建物が掛かるが、移設できない場合には線形の変更はあるのか？

市→道路の線形を変えるといった考えはない。都市計画決定された際に、関係者や関係機関の意見を聞いたうえで決定している。このため重要な事象がない限り変更はない。変更がある場合は、交通事情の変化や土地の勾配によって、今の線形が不可能な場合等に限られるものである。

- (3) 路線測量をする場合、あくまで地図上の計測で建物等に目印を立てるのか？

市→道路の中心線に杭を入れるといったことは、させていただきたい。

- (4) 今後、全体説明の予定はあるのか？それとも個別説明になるのか？

市→今後のスケジュールとして説明させていただいたとおり、予備設計、用地測量などの作業を経て、事業認可の際に改めて説明会を開催する予定である。

地権者様の用地が掛かる等の説明については、個人情報も含まれているため個別にやらせていただく。

- (5) 平面図によると鉄塔が掛かるようだが問題ないのか？

市→動かないものについては道路の線形が変更になる可能性もある。しかしながら鉄塔については、今後の東京電力との協議次第だが、移設可能性もあるので、補償費用や移設金額を勘案したうえで決定していくこととなる。

まずは路線測量を実施したうえで、鉄塔に掛かるのか否か、掛かる場合どのくらいの範囲で掛かるのかを測量することとなる。

(6) 今回の資料では図面がおおざっぱすぎて、どのように掛かるのかわからない。市→都市計画決定した図面が後ろにあるので、参考としてご覧いただきたい。

(7) だったらこれ（都市計画決定図面）を配れば良いのではないか？説明よりも基礎的な資料があるのであれば図面が欲しい。

市→昭和35年に当初決定しており、状況が現在と異なっているため、用地測量実施後に詳細をご案内したいと考えていた。必要ということであれば、後日写しを郵送させていただく。あくまで参考としてご認識いただきたい。（※参考資料として、関係地権者（隣接地権者含む）に、郵送等で配布することとした。）

(8) 測量はアポなしでくるのか？事前に日程調整はあるのか？

東日本→まだ、市と打ち合わせていないが、測量実施前に案内を配布させていただく。その日程で地権者様と立ち会い、不在であれば改めて伺うことになると思う。

9月2日（土）

(1) 実施設計が終わらないと何もわからないということか？

市→お見込みのとおりである。今回の説明は事業着手の性格が強いため、路線測量に当たってのお願いという意味合いが強い。改めて実施設計後（事業認可時）に説明会を開催する予定なので、その際に詳細をお伝えしたい。

東日本→現地作業は9月中旬から開始したい。測量機器を用いて平面図を作成する。皆様の敷地に入ることとなるので、事前に案内文を直接お渡ししたいと考えている。地権者様に許可を得て測量を実施する。田畑に関しては、付近で作業をされている場合はお声がけさせていただくが、付近にいない場合は期間内で立ち入らせていただくこととなる。

(2) 今回の道路計画に対して、防犯システムの設置等は考えているか。調整区域の防犯を地主にやらせるような不動産屋がいる。

市→市が取りうる施策としては道路照明等により、犯罪の温床となる暗闇をなくすといったものである。

道路に防犯カメラを付けるといった措置等は本市としては行っていない。

- (3) りそな銀行が調整区域を買いたいと言っているがおかしくないか。
市→調整区域を欲しいという方もいるので、りそな銀行が代理で動いていることはあるかもしれない。一概に怪しいとは言えない。
- (4) 調整区域専門の不動産屋というのがいるが、怪しくないか？
市→調整区域に特化している不動産会社もいるので、一概に怪しいとは言えない。もし不安であれば、市にご相談いただければ、協力できる範囲で協力できると思う。

以上